

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等の説明会の質疑応答について(青森会場:2018年7月26日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。  
募集プロセスに関連したものとのみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	各種保証金の支払い時期、工事費負担金の請求時期について確認したい。また、工事費負担金の分割払いについて確認したい。	【東北電力株式会社より回答】 説明会資料P45のスケジュールどおり、第1次保証金は、平成30年8月30日まで、第2次保証金は、平成31年4月上旬頃～5月下旬頃にお振込み(振込み期限については共同負担意思確認時にご案内する)いただく。工事費負担金は、本プロセス完了後に優先系統連系希望者から契約申込受領後、6か月を目途に接続契約の締結と併せ請求させていただきます。現段階でのスケジュールどおり進捗すれば、平成31年12月上旬頃の見込みである。工事費負担金の支払いは、原則一括払いとなるが、分割払いをご希望される場合は、系統WGで示しているとおり、合理的な範囲で工事工程単位の分割払いについて協議させていただきます。なお、事業者様の信用力等を考慮した分割払いの受け入れ条件等についても、検討させていただきます。
2	開札において、単純に入札額にて決められる通常枠の280kWの落札事業者を優先して回答する予定はないか。また、暫定連系の可否については優先系統連系希望者決定にあわせ通知するとのことだが、事業者への費用の見直しについてはいつ知らせてもらえるのか。	優先系統連系希望者か否かについては、通常枠に限定せず、全体が決定した後に一律で通知する。  【東北電力株式会社より回答】 暫定連系対策の費用については、再接続検討の回答に合わせてお示しすることで考えている。
3	一般負担の上限額が4.1万円/kW一律となったことから、入札対象工事費全額を一般負担で賄える場合、保証金はその他供給設備工事費や電源線工事費へ充当されるのか、又は返金されるのか。	受領した保証金は、ローカル系統に工事費負担金があれば、そちらに充当することになる。
4	事業者の特定負担金額が明らかになるのは、平成31年3月下旬の再接続検討結果の回答時点か。	優先系統連系希望者が決まり、再接続検討による連系形態と必要な工事の検討によって、それぞれの優先系統連系希望者の工事費負担金を回答するのは、現状のスケジュールでは再接続検討結果回答時の平成31年3月下旬となる。
5	説明会資料P25の留意事項について、連系承諾を受けた事業者であっても送配電等業務指針に基づき連系を拒否する可能性があるとの記載があるが、拒否の対象は海域の占有権を持っていない優先系統連系希望者との理解で良いか。また、占有権を確保した事業者への事業承継方法について、簿価で譲渡するのか、または海域占有権を持っている事業者に対して、優先系統連系希望者が相対で交渉により価格を決めていくべきものなのか。	P25に記載されている内容は、現時点で海域利用に関するルールが決まっていない状況において、広域機関の送配電等業務指針に記載されているルールの範囲内で説明したものである。例えば、土地を確保出来ていない事業者様が、その場所で発電事業を営むことが出来ないことが明らかとなれば、連系を拒否するものと判断して、事業者様の確保している送電容量は失われることが指針に記載されている。この手続きを洋上風力に照らすと、占有権を確保出来なかった場合、確保した送電容量を失うことと認識している。事業承継については、現時点のルールに基づいた事業承継を行っていただくというご質問にお答えできない。また、譲渡については、連系に必要な金額は入札対象工事とその他ローカル系統の工事費負担金が今後明らかになっていくので、事業者間で協議により決めていただくということしか現時点ではお答えできない。
6	一般負担の上限額がバイオマス(専焼)と地熱を除き一律4.1万円/kWとなったが、P26に記載されている一般負担単価との違いは何か。	費用負担ガイドラインの中で決められており、設備増強時に特定の事業者による負担ではなく、託送料金により負担される額を一般負担額としている。基幹系統の費用負担は一般負担という原則のもと、特定の受益に対してバイオマス(専焼)と地熱を除き、一般負担の上限額を4.1万円/kWとしており、当該系統連系希望者の一般負担単価は上限額を超えなければ一般負担額により算定されるが、仮に連系量が少なくなり一般負担の上限額を超過すれば、一般負担の上限額までが一般負担単価となる。
7	連系量が減少すれば一般負担単価は上昇するが、連系量が増加すれば一般負担単価は低下するという理解で良いか。	入札対象工事の一般負担単価は、今回の場合、入札対象工事費を優先系統連系希望者の最大受電電力の合計で除した額となるため、例えば、優先系統連系希望者が確定し、算出した額が3.6万円/kWであれば、その値となる。
8	新費用負担ルールの事業者は最低入札負担金単価が0円/kWとなっているため、例えば、1万円/kWで入札した場合、1万円/kW+3.6万円/kWの合計である4.6万円/kWが事業者の負担金となるという理解で良いか。	ご質問の例の場合、当該事業者様の補正後の入札負担金単価は4.6万円/kWとなる。3.6万円/kWまでは一般負担となり、事業者様の負担金単価は1万円/kWとなるため、1万円/kW以上ご負担いただく必要はない。
9	(意見) 海域の占有権の承継と連系拒否の問題については、ほぼ同じ海域で複数事業者が連系を希望している場合と想定しているが、ある事業者は海域の占有権を確保し、別の事業者は本プロセスで連系の権利を得た場合、海域の占有権を得ている事業者に権利を承継することを義務付けるルール等の整備が必要ではないか。	ご意見として承る。
10	工事費負担金の補正について、募集要領P25の記載では、工事費負担金契約締結時に優先系統連系希望者の入札負担金や入札対象工事の工事費負担金を補正するとあり、募集プロセス完了後、契約締結時の補正と読めるが、一方、今年4月に広域機関で策定された新たな「電源接続案件募集プロセスの基本的な進め方」では補正のタイミングと募集プロセス完了のタイミングが逆になっている。工事費負担金契約時点まで減額補正額が示されないで、特定負担額が分からないため、事業性予測や資金繰りの面から多くの事業者は早目に負担額の目安が知りたいところと考えられるが、補正を反映した工事費負担金額は工事負担金契約時まで、目安が知られることはないのか。	本プロセスの入札超過額の補正のタイミングについては、募集要領に記載されているとおり工事負担金契約時となる。平成29年10月以降に策定した募集要綱においては、プロセス完了前に入札超過額を補正するよう変更したものであり、本プロセスについてはこれに該当しないため、工事負担金契約時に補正のうえ、補正後の金額で契約締結することになる。 なお、共同負担意思確認時に負担可能上限額を申告いただくが、その負担可能上限額を超過するような工事費負担金になった場合は、プロセス完了前でも当該優先系統連系希望者の入札超過額の補正予定額を考慮した上で負担可能かどうかを判断し、その結果を優先系統連系希望者へお知らせする予定である。  <補足>募集要領に基づき、本プロセスが成立した場合は、本プロセスの完了後、優先系統連系希望者の件数・連系容量・入札総額・平均入札負担金単価(単純平均)を公表します。
11	工事費負担金補償契約はかなり大きな金額となることも予想されるが、最初の再接続検討の回答時にある程度の目安は分かると思うので、全体の工事費がどの程度かを回答いただくことは出来ないか。また、入札対象工事の一般負担分について工事費負担金補償契約における金額に含まれると記載されているが、この一般負担単価の具体的な算定方法を教えてもらいたい。	入札超過額の補正は基本的に工事費負担金契約時点で行うものであり、再接続検討の段階において入札超過額の補正額はお示しできない。なお、工事費負担金契約時は入札超過額を補正した金額で契約締結することになる。また、工事費負担金補償契約は他の優先系統連系希望者と共用する工事を対象としており、仮に入札対象工事の一般負担単価が3.6万円/kWであって、共用するその他供給設備工事において0.5万円/kWが一般負担として整理されていれば、合計した4.1万円/kWが一般負担額となり、これに共用する特定負担分を合わせた金額で工事費負担金補償契約となる。電源線工事などで他の優先系統連系事業者と共用しない場合は、工事費負担金補償契約の範囲外となる。
12	今年の5月15日に資源エネルギー庁より「一般負担上限の見直しと発電側基本料金」というタイトルで出された資料の中に発電側課金の記載があったが、費用の支払い方法については工事費負担金契約の段階で協議していくこととなるのか。	工事費負担金契約と発電側基本料金は別の話である。発電側基本料金がいつから導入されるのか不明であるが、工事費負担金は本プロセスの中で支払っていただく金額を決めるものである。発電側基本料金は系統利用に関する費用として託送料金の収入をどこから回収するかといった仕組みの話であり、電力・ガス取引監視等委員会にて決定されるものと考えている。

項番	意見・質問等	回答
13	ローカル系統の負担金工事費に関して、入札の結果次第で現時点で提示されている工事費の最小から最大の範囲を大幅に超えて増減する可能性はあるのか。	ローカル系統の負担額については、各事業者様に対して接続検討回答書にて提示しているが、前回（平成30年4月）の説明会で説明したとおり、地点に集中して連系した場合と東北北部エリア全体に均等に連系した場合の負担割合を計算して算出した概算値であるため、例えば、地点に集中しなかった場合に1社あたりの負担額が大きくなる場合や集中しなかったことで逆に既設系統に連系可能となる場合もある。回答書で提示した金額は、現実的に想定される範囲内の金額を提示しているが、その範囲から増減する可能性は十分に考えられる。再接続検討の回答における工事費負担金が、接続検討（第2段階）の回答における提示額を超過する場合については、第1次保証金の返金規定に該当する。
14	本プロセスが始まる前までにFIT設備認定を取得していなかった場合、事業計画認定は接続契約が条件となっているが、本プロセスへ参加していた場合には、どの段階で条件を満たすことになるのか。	FIT認定を取得する場合は、本プロセス完了後、契約申込みを行い、およそ6か月後の接続契約の締結後、FIT認定に係る事業計画認定の手続きを進めていただくことになると想定している。
15	説明会資料P44の①設備の所在地に係る登記簿謄本について、昇圧用変電所の位置が現段階では決まっていない場合、風車の設置予定地点の登記簿謄本のみでいいのか。また②の土地の取得を証する書類等の中に権利者の証明書の記載があるが、具体的にどのような書類を想定しているのか。さらに、その下に記載している印鑑証明書は権利者側の印鑑証明書のみと考えられるがどうか。	今回の熟度基準の導入は、その場所で事業を営む可能性が高く、それに対する処置を講じていることを確認するためのものであるが、この件については正確に整理した上で周知させていただく。 印鑑証明の扱いについても同様に整理した上で周知させていただく。  ※説明会後整理した結果、以下のとおり回答いたします。 ①設備の所在地に係る登記簿謄本については、発電設備のみではなく、昇圧用変電所等の受電設備が離れて設置される場合は、その受電設備の所在地に係る登記簿謄本も提出いただく必要があります。 権利者の証明書に決まった様式はございませんが、資源エネルギー庁によるFIT認定申請における添付書類をご参考ください。 また、権利者の証明書を提出いただく場合は、権利者側だけでなく、双方の印鑑証明書を提出してください。  (参考) 経済産業省資源エネルギー庁HP なっとく！再生可能エネルギー 固定価格買取制度 新規認定申請 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html">http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html</a>
16	入札対象工事費の約1,272億円に対し連系可能容量が350万kWであれば一般負担単価が約3.6万円/kWとなり補正されるが、工事が進み工事費が増えた場合、一般負担額の上限額である4.1万円/kWまで増分を補うのか、それとも約3.6万円/kWから超えたものについては追加工事費として共同負担の扱いとなるのか。	新費用負担ルール適用者については、入札対象工事費が増加すれば最大4.1万円/kW（バイオマス（専焼）・地熱はそれぞれの一般負担の上限額）まで一般負担で負担されるものと認識している。
17	募集プロセス中は連系申込みが中止されていると理解しているが、プロセス完了後において辞退者が出た場合の空容量について、そのタイミングで接続申込みすれば確保出来るという理解で良いか。	募集プロセス完了後に辞退者が出た場合は、その空容量に対して先着優先による連系となり、費用は3年ルールでの負担が考えられる。先着優先ではあるが、辞退した瞬間に申込みでも必ず連系できる訳ではなく、既に申込みをされている事業者様がいます場合は、そちらが優先されるのが基本と考える。
18	新たな連系事業者の工事負担金はどのようになるのか。	新たに連系する事業者の費用負担の考え方について、本プロセスで増強した設備の使用開始後3年以内に連系する場合は、新たに連系する事業者様の最大受電電力に応じて、プロセスの連系者の合計容量との按分負担となる。
19	環境アセスの報告書の容量に対して募集プロセスに申し込んでいる容量が大きい場合、熟度基準に適合するのか。	当該事業のための環境影響評価法書としてみなせないものは認められないと考えている。
20	暫定連系について、優先系統連系希望者が決定して再接続検討が開始されるが、その時点で暫定連系の場所を事業者側から提示して検討してもらうのか、あるいは東北電力側で検討し決定するのか。	【東北電力株式会社より回答】 再接続検討の時には、本連系（既設連系かハブ連系か等）の方法を系統連系順位に基づき決定する。本連系の方法が決定した後、暫定連系対策の検討を開始するが、例えばハブに連系する事業者様の場合、暫定連系には新たにアクセス線が必要となるため、どの地点に接続するのが最適なのか事業者様と協議しながら弊社にて検討し決定する。
21	暫定連系について、ローカル系統の工事を待たずに給電指令上の整備が整えば連系出来るという理解で良いか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系対策については、基幹系統の熱容量の制約で事故前制御にて抑制していただくことを条件に連系していただく。そのシステムを3年で構築することとしているが、並行して事業者様にアクセス線の工事を行っていただくため、いずれか工期の長い方が完了してから連系が可能となる。
22	発電場所の変更の条件について、連系点を変更しない場合の発電場所の変更は以前確認をさせていただき可能と回答いただいていたが、今回の熟度基準が設けられたことで、仮に熟度基準枠での優先系統連系希望者となった場合、同様に場所の変更が可能か。また、変更のタイミングについて、事前に東北電力へ確認していたが、プロセス完了後の接続契約申込みの時点において変更して欲しいとの回答を頂いているが、改めて確認させていただきたい。	熟度基準枠で優先系統連系希望者となり接続契約申込みまで完了することを前提とした場合、発電場所が変更になったとしても熟度を満たしている発電事業の申込み内容に基づいて承諾を出しているため、その内容が変更にならずに系統に与える影響も変更がなければ、発電場所の変更も可能と考えている。ただし、熟度基準は、その発電場所が着実に進むことを証明するものであるため、仮に熟度基準で選ばれた電源の発電場所が変わり、変更先の場所が確保出来ていない場合は、熟度基準の趣旨に反するため認められないと考えている。地点変更のタイミングは、プロセス完了後の接続契約申込みの時点で問題ない。
23	説明会資料のP16にある第1次保証金を返金する例として3点の記載があるが、これを洋上に当てはめた場合、洋上新法において促進区域の指定により公募が始まるが、そもそも本プロセスで事業者が申請している海域が促進区域に指定されなかった場合の保証金の取り扱いはどうなるのか。また、仮に系統枠は取れたが他の事業者が海域占有権を確保し、それぞれの事業者の発電容量が異なる場合、容量の差分の保証金または工事費負担金の扱いはどうなるのか。	現状で海域利用ルールが無いため洋上の扱いについては確定的なことは言えないが、土地を確保していないことと占有権を確保していないことは同じことと理解しているため、実際に発電する場所を確保出来ない場合は連系いただかないという措置をとることになる。容量に関しては、変更すると連系可能性や負担金に影響を及ぼすため、基本的には容量は変更せずに確保した容量で事業を承継していただく。
24	入札対象工事の工事費負担金の減額補正について、今回一般負担の上限額が4.1万円/kWに見直されたが、減額対象は見直し前と同様に一般負担額も含まれるとの理解で良いか。	一般負担額の部分も減額補正の対象となる理解で問題ない。
25	事業の譲渡を行う等によりFIT設備認定の名義がプロセスの申請者の名義と異なった場合、事業の土地が明らかに一緒であるが名義変更が間に合わない時、事業者名は異なるが事業地は一緒であるため熟度基準への適合とみなされるのか。	名義変更がどうしても間に合わない場合は、名義変更されることが明らかであることを何等かの方法により証明していただく必要がある。
26	工事費負担金補償契約のフォーマットが提示される予定はあるか。また、土地と洋上の占有権は同様の考え方だとの見解をいただいたが、今後の法制化へ向けて不確定要素を抱えている中で、連系申込みをする事業者にとってはリスクを抱えた対応となるが、入札前に方針があれば教えていただきたい。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金補償契約の締結に当たっては弊社にて作成した契約書を各事業者様へ提示し、ご了承いただいた上で記名捺印いただく。フォーマットの変更は検討していない。  【広域機関より回答】 本プロセスにおけるスタンスは開始当初から変更は無く、洋上風力で新しいルールが出来ることで場所を確保できるか否かが変わるものではなく、全ての電源が事業をその場所でやりたいということに対してリスクを負って事業性をご検討いただいているものと認識しており、仮に洋上風力だから負担金は支払わなくていいというルールにすると、その負担金のしわ寄せは他の事業者へいくため電源種別に関係なく公平な扱いとする。

東北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等の説明会の質疑応答について(岩手会場:2018年7月27日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。  
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	開札から優先系統連系希望者決定まで、3か月程度期間があるが、その間に入札結果に関する情報開示はあるのか。	3か月程度の期間は、優先系統連系希望者を決定するための検討期間であるため、現段階においては公開する情報はないと考えている。
2	再接続検討結果回答後の共同負担意思の確認にはどれぐらいの猶予をいただけるのか。	募集要領に則り、「原則として、回答書の発送日から20営業日以内に、工事費負担金を負担した上で連系等を行う意思があるか否かを、東北電力に共同負担意思確認書を提出する」ことをもってご回答いただくことになる。
3	今後、説明会資料P6「一般負担の上限超過分 算定根拠(参考)」における一般負担の上限額超過分の額は変更になるのか。	入札等の結果を踏まえて変更となる可能性はある。優先系統連系希望者の決定後の再接続検討回答時に検討内容を反映し回答させていただきます。
4	P6の入札対象工事の部分は一般負担と入札負担額を加えたものが記載されることとなるのか。	P6の記載は、一般負担について記載したものであり、入札負担金と直接関連するものではない。
5	説明会資料P31の通常枠の選定基準・繰り上げ基準が異なる理由を教えてください。	当初の募集容量である280万kWまでは、これまでのルールどおり、熟度基準に関係なく入札負担金単価が高い順に優先系統連系希望者を選定する。辞退時の対応については、系統WGの審議結果に基づき、早期連系を志向することから、熟度基準を満たしているものを優先的に繰り上げる考え方で整理している。
6	入札締切が平成30年8月末になったのは、平成30年6月末の暫定連系に係る情報開示から2〜3か月後ということを決まったのか。情報開示後の検討期間を考慮すると入札までの期間が短いのではないのか。	入札締切時期の決定については、ご理解のとおりである。入札締切まで期間がほしい事業者様、プロセスを早く進めてほしい事業者様の双方いらっしゃることを勘案して、スケジュールが決定された。
7	工事費負担金補償契約における入札対象工事の一般負担額はどのように反映されるのか。	入札対象工事費を連系可能量で除した額が入札対象工事の一般負担単価となり、これにより一般負担額を算定する。工事費負担金補償契約における入札対象工事分は、一般負担額も含めた金額を補償内容として提示する。
8	3電源優先枠に入るのは、熟度基準に係らず入札負担金単価の高い順から決まることでよいか。	ご理解のとおりである。
9	優先系統連系希望者の決定通知はどのようになるのか。公表するのか。	現段階のスケジュールどおりに進めば、平成30年11月30日に、入札いただいた事業者様へ優先系統連系希望者または非優先系統連系希望者である旨を通知する。公表は、募集要領に記載のとおり、本プロセス完了後に、入札件数・入札容量・入札総額等の結果について公表する。
10	第1次保証金の振込みは、応募事業者ではなくコンソーシアム内の別会社による名義での振込みでもよいのか。	【東北電力株式会社より回答】 振込時、応募事業者様の「応募申込受付番号+会社名」にてお振込みいただくことで可能である。
11	優先系統連系希望者決定後、辞退者が出た場合に非優先系統連系希望者に優先系統連系希望者へ繰り上がった旨の連絡はあるのか。	その際は、ご連絡する。また、非優先系統連系希望者の通知には、「辞退者が生じた場合、連系可能量の範囲で優先系統連系希望者に繰り上がる場合がある」旨を記載する予定である。
12	非優先系統連系希望者へ順位は通知されるのか。	入札者には、優先系統連系希望者もしくは非優先系統連系希望者である旨のみを通知し、順位については通知しない。
13	共同負担意思確認について、募集要領では負担可能上限額を申告することになるが、入札対象工事に対して行うものか、電源線工事やその他供給設備工事に対して行うものか確認したい。	負担可能上限額の申告は、入札対象工事以外の工事費負担金が対象となる。負担可能上限額については、共用するその他供給設備工事等について、辞退者が生じた場合に同一系統の優先系統連系希望者の工事費負担金が増加する可能性があるため、優先系統連系希望者に事前に申告いただき、都度確認を省略することでプロセスの早期完了を図るものである。
14	入札対象工事費は一般負担にて賄われると考えるが、高い入札負担金単価により入札した場合、余った額はどうか。	イメージとして高い入札負担金単価を入札された優先系統連系希望者が、低い入札負担金単価を入札した優先系統連系希望者の入札対象工事費を補うという構図になる。また、工事費負担金契約時には入札対象工事費の総額を超過する超過額は一律の単価で補正されるため、入札対象工事費の総額に対して余剰分はないと認識している。なお、高い入札負担金単価を入札した系統連系希望者は基本的に系統連系順位が高くなることで、優先系統連系希望者となる可能性が高くなるとともに、その他供給設備工事等においても費用負担面等でメリットが発生する。
15	説明会資料P6「一般負担の上限超過分」算定根拠(参考)は、再接続検討回答時に同様に送付いただけるのか。併せて、連系可能量は開示いただけるのか。	再接続検討回答時に検討結果を反映したものを送付させていただきます。開示については、募集要領に記載のとおり、本プロセス完了後、入札件数・入札容量・入札総額などの結果について公表する。
16	入札対象工事費の精算がある場合、精算はいつするのか。また、実際の工事完了の精算はいつするのか。	入札対象工事費の精算がある場合は、本プロセス完了後、優先系統連系希望者から系統連系申込みをいただき、およそ6か月後の接続契約時に精算を反映した工事費負担金を提示させていただきます。工事完了に伴う工事費の精算については、実際の工事の実施状況を確認後、差額について精算させていただきます。
17	入札対象工事の工事着手はいつになるか。	【東北電力株式会社より回答】 入札対象工事は、全ての優先系統連系希望者と工事費負担金補償契約の締結が済んだ後に工事着手させていただきます。現段階のスケジュールにおいては、平成31年4月上旬〜5月下旬頃になる見込みである。
18	プロセス完了後、系統連系申込後およそ6か月で接続契約となると思うが、早くなることはないか。	【東北電力株式会社より回答】 プロセス完了後、優先系統連系希望者からの系統連系申込後、およそ6か月後の接続契約を基本としている。
19	3電源の応募受付件数、応募容量を教えてください。	本プロセスにおける3電源の応募容量は合計27万kWで公表している。応募受付件数については、回答を差し控えていただきたい。系統WG等で公表している情報以上の情報提供は差し控えていただくことでご了承いただきたい。
20	共同負担意思確認時、辞退者が発生した場合の再接続検討期間はどれぐらいかかるのか。	再度の再接続検討期間は2か月を基本としているが、検討範囲および検討内容によって検討量が膨大となる場合など2か月以上かかる場合においては、その都度、優先系統連系希望者へお知らせさせていただきます。
21	P26のケース3で精算後に最低入札負担金単価を下回る事業者はその分の負担をしなくてもよいのか。	入札対象工事においては基本的に、最低入札負担金単価を超える部分は特定負担となるが、新費用負担ルール適用者の場合、下回る部分は一般負担となる。なお、入札超過額の補正後に最低入札負担金単価を下回る優先系統連系希望者は、基本的に一般負担分まで減額補正されていることになる。

項番	意見・質問等	回答
22	旧費用負担ルールの事業者とはどのような事業者か。	旧費用負担ルールの事業者様とは、費用負担ガイドライン公表前に契約申込み等を行っているF I T電源の事業者様で、工事費負担金を特定負担のみでお支払いいただく事業者様になると認識している。
23	入札保証金の没収された金額は、特定負担と一般負担のいずれに配分されるのか。	一般的なルールとして、入札保証金の没収金は、一般負担と特定負担の割合によって割り振る考え方がある。
24	工事費負担金契約締結時に入札対象工事における工事費負担金の補正がある場合、既に締結済みの工事費負担金補償契約書の内容は見直しするのか。補正する場合は、工事費負担金契約時の一般負担額も変更となるのか。	ご理解のとおり対応する予定である。
25	優先系統連系希望者決定後、ローカル系統の連系について、特にハブ変電所の連系に関連する事業者間での連系協議等は可能か。また、近隣の事業者の電源種別などお知らせいただくことは可能か。	【東北電力株式会社より回答】 優先系統連系希望者決定後の再接続検討により、合理的な連系形態について検討させていただき、現段階で連系形態（ハブ変電所の設置等）も確定していないため再接続検討の状況を確認し対応について検討させていただきたい。なお、現段階で近隣の事業者様の電源種別等をお知らせすることは考えていない。
26	開札は応募事業者が立会いできるのか。	入札者様の立会いはできないルールとなっている。開札にあたっては、電力広域的運営推進機関立会いのもと公正に実施する。

東北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等の説明会の質疑応答について(宮城会場:2018年7月30日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。  
募集プロセスに関連したもののみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	説明会資料P33以降に通常枠と通常枠以外とあるが、通常枠以外とは具体的に何を指すのか。	通常枠は募集要領にある280万kWで優先系統連系希望者を選定し、通常枠以外は本プロセスの連系可能量となる350万kW～450万kW程度から通常枠である280万kWを除いた電源容量について熱度基準枠および3電源優先枠の容量として設定するものである。
2	説明会資料P26のケース3において、精算後に最低入札負担金単価を下回る事業者がいくつかあるが、新費用負担ルールの応募者の最低入札負担金単価は0円であるにもかかわらず、精算後に最低入札負担金単価である0円を下回るものが出てくることになるのか。	最低入札負担単価は、入札対象工事費を優先系統連系希望者の最大受電電力の合計で除した値になるので、優先系統連系希望者毎に傾斜がついた入札負担金単価を一律補正すると最低入札負担金単価を超える優先系統連系希望者と下回る優先系統連系希望者が出てくる。その補正の結果、最低入札負担金単価を下回った優先系統連系希望者は入札対象工事における一般負担額を使い切らなかったものとご理解いただきたい。
3	3電源優先枠に該当する応募件数と応募容量を教えてください。	3電源優先枠の応募容量は27万kWとなり、第14回の系統WGでお示ししているとおり、内訳は中小水力3万kW、地熱10万kW、バイオマス14万kWである。応募件数については、公表は差し控えていただきたい。
4	優先系統連系希望者になった場合、開札から優先系統連系希望者の決定までの3か月の間に通知をいただけるのか。	開札から優先系統連系希望者決定までの3か月の期間は、優先系統連系希望者選定のための検討および決定審議の期間となるため、優先系統連系希望者または非優先系統連系希望者の旨の通知は、平成30年11月30日に一斉に行う予定である。
5	第14回の系統WGで事業継承について示された後、第16回の系統WGの議事要旨によると、「入札のタイミングで追加情報が開示されないと入札が難しいことであれば、東北電力より示すことを検討していく」という旨が発言されているが、追加情報については入札等のご案内で示された内容では不十分と考えるが、今後、容量の不整合が起きた場合に何に基づき整理していくか教えてください。	海上利用ルールについては、先日までの通常国会では法案が成立しなかったとの認識しており、ルールが確定していない中での措置は、今回の入札等のご案内においてお示しているものである。広域機関の送配電等業務指針において、土地の確保ができず、その場所において事業ができないことが明らかになれば系統連系を拒否させていただくということ、および事業承継という既存の仕組みがあることを認識しており、今あるルールの中で対応できることを最大限お知らせしている。
6	平成31年3月下旬の再接続検討で回答される内容を具体的に教えてください。暫定連系の可否や暫定連系のための設備が恒久的に使用できるかどうかはこの時点で分かるのか。	【東北電力株式会社より回答】 平成30年11月30日に優先系統連系希望者が決定することにより、連系量、連系順位などが決定し、その結果に基づき、合理的な設備形成を考慮した上で、既設連系、N-1電制による連系、ハブ変電所連系および既設増強による連系などの連系形態を検討し、再接続検討の回答で各事業者様の連系方法を回答させていただく。また、併せて、暫定連系方法等についても検討した結果を回答させていただく。
7	3電源の応募容量27万kWと優先枠9万kWとの関連について教えてください。	応募容量の1,500万kW程度に対し連系可能量が最大で450万kW程度であり、全体の競争率が3倍程度となっている。3電源についても同等の競争率として、応募容量27万kWに対し9万kWを優先枠とすることを系統WGの中で審議され承認されたもの。
8	優先系統連系希望者の決定後に、対象者に対して改めて説明会を開催する予定があるのか。	全応募者に関連する内容等があれば説明会の開催について検討するが、現段階では考えていない。優先系統連系希望者が決定しているため、個別対応が基本と考えている。
9	旧制度のFIT認定を保有しているが、非優先系統連系希望者となった場合、保有しているFIT認定自体失効となるのか。	非優先系統連系希望者として本プロセスが完了した場合は、募集要領に記載のとおり、非優先系統連系希望者が行った全ての行為は無効となる。
10	本プロセス完了後に空容量の範囲内で新たに申込みをした場合、本プロセスの入札対象工事の負担金は一般負担で賄われるため実質負担なしとの理解でよいのか。	本プロセスで増強した設備に空容量があって使用開始後3年以内に連系することであれば東北電力の託送供給等約款に基づき新たに連系する最大受電電力に応じた負担額を負担した上で連系いただくことになる。その際に一般負担が含まれる場合は、一般負担も含めて再算定することになると認識している。
11	説明会資料P26のケース3において、入札の結果、入札対象工事費以上に工事費が集まった場合、圧縮されることになるが、圧縮された後の負担についてはどのようなようになるのか。	最低入札負担金単価は、連系可能量の範囲で入札した全ての事業者様がその額以上の単価で入札すれば入札対象工事費が集まりプロセスが成立する金額である。仮に、入札対象工事費の一般負担単価が約3.6万円/kWの場合、事業者様毎に異なる単価で入札すれば傾斜が発生するので、最終的に集まった入札負担金単価を一律に圧縮した結果、3.6万円/kWを下回る事業者様は入札対象工事に対し特定負担が無くなる可能性があり、上回る事業者様は上回る分を特定負担として負担いただくことになる。
12	熱度基準の適性に土地確保みとの要件があるが、要件では土地を民地として想定されているように思われる。国有地等である場合、どのレベルのものであれば熱度基準の要件を満たしていることになるか教えてください。	熱度基準は、その土地を使用して事業を営むことができることを確認するもの。その場所が使えることを証明できるもので公印がついたものであればよいと考えているが、無い場合については、別途、ご相談いただきたい。
13	入札等のご案内の添付資料2「東北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて」の中で、本プロセスの系統連系順位が高い順に暫定連系を可能とする予定との記述があるが、具体的にどのような内容なのか教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 連系順位が高い順から優先的に暫定連系方法を検討し、回答させていただくことで考えている。
14	入札にあたって、洋上風力において地点重複している案件が含まれることが想定される。海上利用ルールについての法案が成立しない中で、重複した案件が入札されて、落札した場合において、保証金や工事費負担金補償契約等の義務を課すことに疑問を感じるが、今後、法律とどのように整合をとっていくのか。	海上利用ルールについては、通常国会では法案が成立しなかったとの認識しており、ルールが確定していない中で、現状のルールでできることを最大限お伝えしているもの。今後、新たなルールが決まった際には本プロセスへも反映していくこともあると考えているが、現時点では、これ以上お示しできることは無いと考えている。
15	今後のスケジュールにおいて、工事費負担金の初回の支払いタイミングについて教えてください。また、負担金の支払い初回支払い時期は、みなしFIT認定を所有している場合とそうでない場合でタイミングが異なると思うが具体的に教えてください。	【東北電力株式会社より回答】 本プロセス完了後に優先系統連系希望者より系統連系申込みをいただき、6か月を目途で接続契約の締結となる。分割払いの内容については、系統WGで示しているとおり合理的な範囲で工事工程単位の分割払いについて協議させていただく。なお、事業者様の信用力等を考慮した分割払いの受け入れ条件等についても、検討させていただく。負担金の支払い時期については、接続契約締結後、旧みなし認定を取得している事業者様は1か月、事業計画認定を取得する事業者様は、事業計画認定の取得期間を考慮し4か月とさせていただくことで考えている。
16	工事費負担金の分割払いの際の信用確保についてどのように担保していくのか。	【東北電力株式会社より回答】 現段階で具体的に決まっていない事項であるが、金融機関からの債務保証等、どのような手段がとれるかを総合的に検討し今後決めていく予定である。
17	3電源による応募容量が27万kWという理解でよいのか。	3電源として応募いただいている容量の合計が27万kWである。

項番	意見・質問等	回答
18	優先系統連系希望者が決定した後共同負担意思確認があるが、その際に辞退者がいた場合、非優先系統連系希望者の繰り上げ等により、再度の再接続検討が行われるものと理解しているが、辞退者が出た場合の状況について把握できるのか。	辞退者があった場合等により、再度の再接続検討が必要になった場合は、広域機関や東北電力のHPで都度、スケジュールの変更や状況を公表させていただく予定である。
19	募集要領P26に関連して、辞退者の発生に伴い新規連系者に3年ルールが適用された場合、工事費負担金補償金を支払って辞退した優先系統連系希望者には支払った一般負担分まで返還されるのか。	工事費負担金の精算については、工事費負担金補償金を支払った事業者様の一般負担分まで返還される。
20	暫定連系にかかる要件は再接続検討結果により、制限や暫定連系に係る工事費が提示されてくものと理解しているが、仮に制限のレベルが想定以上に厳しい、または暫定連系に係る費用が想定以上に高額であった場合、優先系統連系希望者としての地位を維持しつつ暫定連系だけを放棄することは可能か。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系だけを取り下げるということは可能と考えている。
21	本プロセス完了前に辞退者が発生し、電源線とその他供給設備工事内容が縮小された場合、縮小による工事費の減少分はどのように精算されるのか。	【東北電力株式会社より回答】 本プロセス完了前に辞退者が発生した場合は、電源線、その他供給設備工事についても辞退者を除いた再接続検討を再度実施し、結果を回答させていただく。
22	共同負担意思確認時、負担可能上限額を提示するが、例えば、A社、B社、C社の3社でハブ変電所に連系し工事費を按分する場合、C社が辞退すれば、A社とB社でハブ変電所の工事費を負担することになると考える。A社とB社の負担可能上限額に差があり、片方の負担額は負担可能上限額を上回るが、両社の必要な負担額の合計は、両社の負担可能上限額の合計を下回る場合は成立するのか。	その例の場合は、成立しない可能性がある。ただし、辞退者が発生した時点で再度の再接続検討を実施させていただくため、増強規模の縮小案がある場合や当該ローカルエリアに繰り上がる事業者様が居る場合は、成立する可能性もある。
23	暫定連系については、暫定連系先の設備容量を超過する場合は、系統連系順位の高い順に既設連系、N-1電制、ハブ変電所連系および既設増強などの順に決定されるとのことであるが、具体的検討方法について教えていただきたい。また、ノンファーム型接続が適用されれば上限がなくなるものと考えているがどうか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系の検討方法は、系統連系順位に基づき、検討する。既設に空容量がある場合は、これを活用することとし、既設の空容量がなくなった場合は、N-1電制を適用する。既設の容量を使いきった場合は、ハブ連系・既設増強のいずれが合理的な設備形成であるかを検討して回答させていただく。 【広域機関より回答】 ノンファーム型接続についての言及があったが、暫定連系は事故前制御であり、基幹系統に適用されるものである。ローカル系統においてはN-1電制で容量拡大を図っていくものであるため、ノンファーム型接続は適用されない。
24	暫定連系については、系統連系順位の高い順に決まるとのことであるが、決定後に暫定連系方法等は協議することはできないのか。	【東北電力株式会社より回答】 合理的な設備形成を考慮して連系方法を検討するが、本連系申込み後の接続検討の中で可能な部分について協議をさせていただければと考えている。
25	熟度基準における、土地確保済みの証明書は、発電所と昇圧用変電所が別々である場合、最低限のものでよいのか。	発電事業を営む上で必要な土地であれば全て提出いただくことを基本としている。発電所と昇圧用変電所の設置場所が別々であれば両方の提出をいただく必要がある。ただし、送電線は含まないこととしている。
26	今回の入札に関して、募集要領に記載があり、入札等のご案内に記載のない内容があるが、募集要領の内容も併せて確認すべきのこととよいのか。	ご理解のとおりである。
27	暫定連系について、入札等のご案内の添付資料2「東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスと協調した暫定的な対策による早期連系の取扱いについて」の中で暫定連系のアクセス線が恒久対策でも使用できるとの位置づけはどのようなものか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系の設備が本プロセスにおける本連系でも使用する設備であるとのことである。

東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセスの入札等の説明会の質疑応答について(秋田会場:2018年7月31日)

説明会において、受領したご意見・質問等と回答となります。  
募集プロセスに関連したものとのみ掲載しております。

項番	意見・質問等	回答
1	説明会資料のP22～P24の入札負担金単価は、入札対象工費の約1.272億円を連系容量で按分した数値であると認識しているが、P23の140万kWの連系容量時とP22の450万kWの連系容量時のいずれの場合も入札対象工費は一定との前提でよいか。	P22～P24の内容は、試算値の位置づけであり、連系容量が変動しても入札対象工費は一定としている。
2	仮に140万kWにて連系容量が決定し、現時点で計画している入札対象工費が下がった場合は、下がった入札対象工費を総入札費用が上回れば1.272億円に到達しなくても、本プロセスは成立との考え方で良いか。	入札の結果、当初の想定から連系容量が減少した場合は、同連系容量で再度増強規模を検討し、プロセスを進めていく場合もある。
3	その他供給設備工事と電源線工事について、事業者の希望で自社専用線に変更を希望する場合、再接続検討期間にて協議・検討し工事費負担金補償契約に織り込むことは可能か。また共同負担事業者がいる場合は、東北電力が間に入って調整いただけるのか。	【東北電力株式会社より回答】 工事費負担金補償契約を締結した後に事業者様からの変更の申し入れをいただくため、再接続検討期間中での変更の申し入れや協議、相手事業者様を含めた調整は行わない。
4	平成30年11月30日の優先系統連系希望者の決定時に、通知される内容はどのようなものか。自らの順位がどのあたりの容量に位置するのかが教えてもらえるのか。	優先系統連系希望者の決定の通知については、事業者様が優先系統連系希望者もしくは非優先系統連系希望者である旨のみをお知らせする。
5	辞退者が発生し、入札対象工費が集まらなかった場合はどのようにするのか。また、辞退が連系後3年以上経過した場合の扱いについて確認したい。	本プロセスが完了するまでに優先系統連系希望者が辞退した場合は、連系可能量の範囲で非優先系統連系希望者の中から順に繰り上がり、入札対象工費が充足すれば入札は成立する。本プロセス完了後に辞退した場合は、既に工事費負担金補償契約を締結しているため、必要な工事費負担金補償金をお支払いいただき、辞退した容量は空容量となる。
6	熟度基準に適合することを証明する書面のうち、国土交通省が管理している多目的ダムで発電事業を行う場合、土地所有権、登記簿謄本や印鑑証明を合わせていないが、それに変わる書面について確認したい。	多目的ダムの建設計画があり、その計画の中に御社の発電事業が記載されていることが明らかになっている書類を提出いただくことになる。加えて、受電設備が他の場所に設置される予定であれば、その土地を確保している旨を証明する書類が必要である。
7	暫定連系について、実際の工期や最短での連系可能時期を具体的に提示いただけないか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系を開始するまでの期間については、事業者側で施工していただく電源線工事の工期と、並行して弊社にて本プロセス完了から3年を目途に運用開始する暫定連系用の事故前制御システムの工期の長い方になる。
8	保証金の取扱いについて、約1.272億円の入札対象工費が入札により集まった場合、最終的に保証金が余ることが想定されるが、その場合は特定負担に回されるのか確認したい。	優先系統連系希望者の保証金については、入札対象工事に限らず当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当される。それでも保証金が余るようであれば、返金方法について検討させていただく。
9	説明会資料のP26のイメージ図について、精算後とは具体的に何を指しているのか。また、最低入札負担金単価のラインがケース3だけ低いように見えるがどのような理由か。	工事費負担金契約時に、イメージ図の最低入札負担金単価を上回る入札超過額分を一律の単価で低減し、補正したものが精算後のグラフであり、その金額で工事費負担金契約をしていただくイメージである。 最低入札負担金単価のラインがケース3だけ下がっているのは図を配置するスペースの関係によるものであり、ケース1・2と同じものを表現している。
10	暫定連系について、事故前制御システムの工期が3年かかるとの説明があったが、これは連系点や電圧階級、電源種別に関わらずどの事業者も3年待たなければならないのか。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系用の事故前制御システムは、基幹系統の熱容量の制約が発生する場合に事前に抑制していただくシステムであるため、連系点や電圧階級、電源種別に関わらず暫定連系をご希望の事業者様には必ず導入していただくもので、本プロセス完了から3年を目途に運用開始することとしている。
11	今回の入札申込書には、熟度基準に適合することを証明する書面を添付することとされているが、書面を添付せずに申し込んだ場合、通常枠では熟度基準の適合・不適合によらないため、入札額が高ければ落札されるとの認識で良いか。	ご認識のとおり、通常枠の280万kWまでは入札負担金単価が高い順に優先系統連系希望者を決定する。
12	工事費負担金補償契約を締結した後、事業者が辞退した場合の工事費負担金補償金の精算や規模縮小等の考え方はどのようになるのか。辞退したタイミングによって変わるのか。	【東北電力株式会社より回答】 実際の工事の進捗によって精算額が変わるが、既に工事が完了しているタイミングであれば基本的にはその設備を共用している事業者様と容量で按分した実費を精算いただく。  【広域機関より回答】 当該事業者様が辞退することにより他の事業者様に負担が生じないようにすることが原則であり、巻き戻せる工事があれば多少の負担減は想定されるものの、入札対象工事・ローカル系統の工事に関わらず、辞退した事業者様には応分の負担をいただくものと考えられる。
13	説明会資料のP43に記載されている熟度基準を証明する書面について、環境アセスメント方法書手続きを開始したことを証明する書面は証拠書類の例として記載されているが、どの書面も準備するのが難しいため、方法書手続きが完了している場合は大臣勧告の書面があり、この大臣勧告にて熟度基準を証明する書面として扱ってもらえないか。	基本的には、方法書手続きが開始されていることが証明出来るものをご提出いただくこととしているが、大臣勧告の書面に方法書手続き開始が証明出来るのであれば効力を持つことになる。
14	暫定連系に関して、接続先の設備やN-1電制を適用した連系等いろいろな情報があるが、今後どのような情報をどのタイミングで事業者に対してアナウンスされるのか。	【東北電力株式会社より回答】 優先系統連系希望者が平成30年11月30日に決定された後、来年3月末までの再接続検討にて事業者様の連系方法を検討する。暫定連系については、既設に連系する事業者様は、基本的には暫定連系の対策を兼ねる本連系となる。また、ハブ連系や既設設備の増強での連系事業者様は、完成までの工期が長い場合に暫定連系対策が必要と考えられ、来年3月の再接続検討結果の回答に合わせて、お知らせすることで考えている。 また、入札時に暫定連系をご希望頂いた事業者様が、その後、希望しないに変更してきた場合は、隣接する事業者様に影響を及ぼす可能性があることをご承知おきいただきたい。
15	暫定連系のアクセス地点を事業者側で希望することは可能か。	【東北電力株式会社より回答】 暫定連系の連系方法は、優先系統連系希望者の系統連系順位の上位から連系していくため、アクセス地点を決める際は順位に従って連系方法を決めていくことになる。

項番	意見・質問等	回答
16	<p>入札対象工事費である約1,272億円が全額一般負担であった場合、負担金は基本的に事業者へ全額戻ってくるという理解で良いか。</p> <p>また、事業者の負担金の一部をローカル系統へ充当するとの説明があったが、その意味を確認したい。</p>	<p>事業者様の入札負担金によって一般負担分と特定負担分に分けられ、入札超過額の補正の結果、特定負担分が無くなった事業者様は保証金分が負担額として残るので、工事費負担金契約等において精算するものと考えます。ただし、特定負担分が残る場合は、保証金から充当させていただく。</p> <p>また、ローカル系統へ充当するとの意味は、入札対象工事に限定せず、工事費負担金として事業者様が支払う金額が保証金を上回っていた場合は、その差分をお支払いいただくということなので、事業者様からは必要な負担金以上のお金を受領することはない。</p> <p>P26のケース3の精算後に最低入札負担金単価より下がった分は、入札対象工事で余った分ということではなく、事業者様毎に傾斜が付いている精算後の金額にてお支払いいただくものであり、事業者様に返金するものではない。</p> <p>さらに、入札対象工事における一般負担額が一般負担の上限額に満たない場合で、ローカル系統においても一般負担分の支払いがあれば、そちらにも一般負担の上限額の範囲が適用されることになる。</p>
17	<p>第2次保証金振込期限は具体的に決まっているか。</p>	<p>募集要領に記載のとおり、再接続検討回答後の共同負担意思確認時に第2次保証金振込期限を別途ご案内する。</p>
18	<p>暫定連系の連系先の協議について、いつの時点で協議が可能となるのか。</p>	<p>【東北電力株式会社より回答】 基本的には、再接続検討結果の回答後に事業者様より申し入れがあれば、協議させていただく。</p>
19	<p>入札対象工事で一般負担が適用される場合があるとの説明があったが、どうということが詳しく知りたい。</p>	<p>費用負担ガイドラインで決められたルールに基づき、工事費は一般負担と特定負担に区分される。一般負担分が上限を超えていなければ全額一般負担からの支払いとなり、一般負担の上限額を超過していれば、その部分は特定負担での支払いとなる。入札対象工事において、一般負担の上限額を超過していない場合は、ローカル系統における一般負担分が上限額に満たない範囲で一般負担となるという意味である。</p>
20	<p>暫定連系に関する個別協議は3月下旬の回答後との説明があったが、暫定連系に関する工事費負担金の契約関係はどのタイミングとなるのか。</p>	<p>【東北電力株式会社より回答】 暫定連系に関わる工事費負担金の契約のタイミングについて、本体の工事費負担金と同様と考えており、本プロセス完了後、本連系の申込みをいただき、6か月以内に検討し連系の承諾、接続契約のご案内の後、工事費負担金契約の中で暫定連系の工事費負担金について手続きさせていただく。</p>
21	<p>暫定連系の連系先の地点等いろいろ協議したいと考えているが、本プロセス完了後6か月以内となると、協議はいつまでに終えている必要があるか。</p>	<p>【東北電力株式会社より回答】 本プロセス完了後6か月以内の中で本連系の検討を進めており、その中で暫定連系の協議についても並行して進め、最終的に6か月以内を目途に合意に至った上で工事費負担金の契約まで進めさせていただく。</p> <p>【広域機関より回答】 ただし、協議により事業者様が自由に接続できるものではなく、系統全体として最適な設備形成とするため、再接続検討の回答の際にお示しした方法を前提に可能な範囲で調整することとなる。なるべく無駄な設備を作らないようにするとともに、共同で負担していただく事業者様の負担が多くなるようなことがないように考えており、暫定連系においても同様の考え方となる。</p> <p>暫定連系について、今回初めて行うことになるため、どこまで事業者様の協議に応じられるかは分からないが、基本原則は入札で系統連系順位が付き、その順番で暫定連系も検討していくことになる。系統連系順位の低い事業者様からの要望を取り入れた結果、系統連系順位の高い事業者様への負担が多くなるようなことは避けなければならない。また、本プロセスを滞りなく進めていくためにも、現時点で事前協議のお約束が出来ない旨ご了承いただきたい。</p>
22	<p>説明会資料P44における土地確保済みの証明書について、権利者の証明書は指定の様式は無いと広域機関への個別の問合せ時に確認しているが、他会場の質疑で後日示されると回答された様式は参考であり、必ずそれを用いなければならないということではないことを確認したい。</p>	<p>例として、資源エネルギー庁のなつく！再生可能エネルギーのホームページに、土地の取得を証する書類のうち権利者の証明書が公表されており、土地や建物の買賃・譲渡の用意があることを証明する旨の書類となっており、そちらを参考にさせていただきたい。</p>
23	<p>優先系統連系希望者決定後の再接続検討において、事業者と何かしらの協議に応じていただくことはできるのか。</p>	<p>再接続検討では、平成30年11月30日以降、来年の3月下旬までの間で、全ての優先系統連系希望者の系統連系の方法を検討するが、この期間で事業者様との協議は基本的に行わないことで認識いただきたい。再接続検討の回答後に、事業者様より要望があれば協議に応じることとする。</p>
24	<p>共同負担意思を確認する際、費用負担可能上限額を記載することとなるが、自社が負担するローカル工事の負担金に使われるという認識で良いか。</p>	<p>負担可能上限額の申告は当該優先系統連系希望者の工事費負担金に変更になったとき、どの程度まで負担可能かを申告していただくものであり、例えば負担可能上限額に余剰が出た場合でも、他の優先系統連系希望者の不足分へ振り替えることはない。</p>
25	<p>説明会資料P26のケース3について、最低入札負担金単価のラインはP22の最低入札負担金単価に記載されている0円/kWと一致しているとの理解で良いか。</p> <p>また、入札対象工事費以上に入札額が集まった場合は、特定負担と一般負担のどちらから圧縮されるのか。</p>	<p>この図のグラフは、優先系統連系希望者の入札対象工事における一般負担額が加算されたものを示している。最低入札負担金単価は、入札対象工事費を連系可能量で除した値であり、例えば350万kWの連系容量であれば約3.6万円/kWとなり、仮に連系容量が450万kWであれば3.6万円/kWよりも低下する。また、入札対象工事費が変更となる場合も変動する。旧費用負担ルール以外の事業者様については、電源種別毎の一般負担の上限額以内となることから0円/kWが入札負担金のスタートになるということ。</p> <p>また、入札対象工事費以上に入札額が集まった場合は、超過分を特定負担から先に一律の単価で補正することになる。</p>